

令和5年第12回 川島町教育委員会定例会

## 川島町教育委員会会議録

令和5年9月27日

川島町教育委員会

## 令和5年第12回川島町教育委員会定例会議録

- 1 日 時 令和5年9月27日(水) 午後1時30分から午後2時55分
- 2 場 所 川島町役場 2階 中会議室
- 3 出席者 関口敬氏教育長、磯 賢司教育長職務代理者、仁宮牧子委員、猪鼻昌江委員、天宮 弘委員
- 4 執行部 鈴木教育総務課長、小久保生涯学習課長
- 5 会議日程
  - 日程第 1 会議録署名委員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 前回会議録の承認
  - 日程第 4 教育長報告
  - 日程第 5 (議案第31号) 令和6年度当初教職員人事異動の方針について
  - 日程第 6 (議案第32号) 川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて
  - 日程第 7 (議案第33号) 川島町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を定めることについて
  - 日程第 8 (議案第34号) 川島町立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について
  - 日程第 9 (議案第35号) 川島町立小・中学校通学区域審議会への諮問事項について
  - 日程第 10 (議案第36号) 令和5年度川島町スポーツ賞受賞者の決定について  
(当日資料配付・回収)
  - 日程第 11 (報告第47号) 令和5年度会計年度任用職員の任用について  
(当日資料配付・回収)
  - 日程第 12 (報告第48号) 県民の日における学校閉庁について
  - 日程第 13 (報告第49号) 令和5年度就学援助受給申請者の認定について  
(当日資料配付・回収)
  - 日程第 14 (報告第50号) 三保谷公民会主事の委嘱について  
(当日資料配付・回収)
- 6 議事の経過 別紙のとおりを定めること
- 7 傍聴人 なし
- 8 書 記 教育総務課主査 指田 直輝

事務局職員 事務局より報告します。  
本日の定例会に傍聴人はおりませんでした。

【開 会】

教 育 長 皆さん、こんにちは。  
本日の出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。また、事務局からは教育総務課長、生涯学習課長が出席しております。  
ただ今から令和5年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、磯委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 令和5年第11回教育委員定例会会議録の承認について、質疑等がありましたら挙手をお願いします。

教 育 長 質疑がないようなので、承認します。

【日程第4 教育長報告】

教 育 長 ここで、私から報告がございます。  
・9月校長会・教頭会 指示伝達事項について  
・9月議会一般質問答弁について  
・全国学力学習状況調査結果及び埼玉県学力学習状況調査結果について  
以上で報告を終わります。

教 育 長 本日の議題の議案第31号「令和6年度当初教職員人事異動の方針について」は、会議を公開することにより教育行政の公正または、円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあることから、川島教育委員会会議規則第12条第1項第5号の規定に基づき、議案第34号「川島町立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」、報告第47号「令和5年度会計年度任用職員の任用について」、報告第50号「三保谷公民館主事の委嘱について」は、任免等の人事案件に該当するため、同会議規則第12条第1項第1号の規定に基づき、また、議案第36号「令和5年度スポーツ賞受賞者の決定について」、報告第49号

「令和5年度就学援助受給申請者の認定について」は、同会議規則第12条第1項第4号の「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあること」の規定に基づき、非公開とすることを提案します。

教 育 長 議案第31号、議案第34号、議案第36号、報告第47号、報告第49号及び報告第50号につきまして、非公開にすることについて、異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第31号、議案第34号、議案第36号、報告第47号、報告第49号及び報告第50号につきましては、非公開とします。

#### ※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

##### 【日程第5 議案第31号】

教 育 長 議案第31号「令和6年度当初教職員人事異動の方針について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第31号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第31号について異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第31号「令和6年度当初教職員人事異動の方針について」は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

##### 【日程第6 議案第32号】

教 育 長 次に議案第32号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第32号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第32号について異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第32号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第33号】

教 育 長 次に議案第33号「川島町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を定めることについて」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第33号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

磯教育長職務代理者 規則にある別表の保管者の欄が「学校長」となっていますが、学校教育法では「学校長」という言葉がないので、「校長」が適切かと思えます。町の規定ですので、誤った言葉は使うべきではないですし、教職員からも「学校長」という言葉がなくなりません。また、他の規定等にも同様に「学校長」が使用されているのであれば、合わせて訂正をすべきと考えます。

天 宮 委 員 公文書ですので、私も「校長」が適切かと思えます。また、他の規定等も含めて訂正するのがよいと思えます。

事 務 局 他の規定等の確認も含めて、継続審議とさせていただければと思えます。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思えます。議案第33号について継続審議とすることに異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第33号「川島町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を定めることについて」は、継続案件とします。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第8 議案第34号】

教 育 長 次に議案第34号「川島町立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、議案第34号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思えます。議案第34号について異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第34号「川島町立小・中学校通学区域審議会委員の委嘱について」は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第35号】

教 育 長 次に議案第35号「川島町立小・中学校通学区域審議会への諮問事項について」事務局から説明をさせていただきます。

- 事務局 (説明)
- 事務局長 事務局より説明がありました、議案第35号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 磯教育長職務代理者 通学支援の考え方に、2.0キロメートル圏内の地域にあっても道路環境等の条件も考慮しながら弾力的な通学支援を行うとあるが、弾力的な支援の目安のようなものがあるのか教えてください。
- 事務局 川島中学校周辺には家が少ないこと、また、畑中地区等の子どもたちですと、ずっと田んぼを歩いて通学することになります。支援は主に防犯面で心配されるような子どもたちを想定しています。また直線距離ではなく、実測の歩く距離で2.0キロメートルの子どもたちをスクールバスで送迎することも考えています。
- 教育長 場所によっては、歩道が狭く小学生と中学生と一緒に通学すると接触の危険性がある、人眼が少なく防犯面での不安、横断歩道がない道路を横断して通学しなければならないといったところもあります。そのような子どもたちも、先ほどの支援に含まれています。
- 磯教育長職務代理者 スクールバスに乗る基準がはっきり決まっていれば問題ありませんが、弾力的になるとスクールバスに乗る境目といった問題が生じてくると考えます。
- 事務局 スクールバスのバス停まで歩いてもらえれば、本来、徒歩で通学する家庭でも、スクールバスに乗せるといったことも考えられます。
- 猪鼻委員 この範囲は徒歩、バスと決めてしまうのではなく、バス停を置いてそこに集まる、といったことを考えていただけるとよいです。また、川島町は人目が少ない所も多く、防犯面が心配でしたので、実測で2.0キロメートルというのはよいと思います。
- 教育長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第35号について異議はございませんか。  
(異議なし)
- 教育長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第35号「川島町立小・中学校通学区域審議会への諮問事項について」は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

**※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載**

**【日程第10 議案第36号】**

- 教育長 次に議案第36号「令和5年度川島町スポーツ賞受賞者の決定について」事務局から説明をさせていただきます。
- 事務局 (説明)
- 事務局長 事務局より説明がありました、議案第36号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 教育長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第36号について異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第36号「令和5年度川島町スポーツ賞受賞者の決定について」は、原案をもって可決すべきものと決定いたしました。

**※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載**

**【日程第11 報告第47号】**

教 育 長 次に報告第47号「令和5年度会計年度任用職員の任用について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、報告第47号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(異議なし)

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

**【日程第12 報告第48号】**

教 育 長 次に報告第48号「県民の日における学校閉庁について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、報告第48号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

仁 宮 委 員 毎年学校は休みですが、先生は勤務をしていたということですか。

教 育 長 有給を取得、またを置き対応していましたが、今年度は閉庁することとしました。

教 育 長 他に質疑又は意見がありますでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

**※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載**

**【日程第13 報告第49号】**

教 育 長 次に報告第49号「令和5年度就学援助受給申請者の任用認定について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、報告第49号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(異議なし)

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第14 報告第50号】

教 育 長 次に報告第50号「三保谷公民館主事の委嘱について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありました、報告第50号に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

(異議なし)

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、他に質疑がないようなので、了承願います。

【閉 会】

教 育 長 以上をもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を閉会します。